

上山市民俗行事カセ鳥キャラクター「カセ坊」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上山市民俗行事カセ鳥キャラクター「カセ坊」着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出基準)

第2条 上山市商工会青年部長は、次に定める行事で着ぐるみの使用を希望するものに対し、上山市商工会青年部並びに共催団体の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

- (1) 国又は地方公共団体が開催する行事
- (2) 学校、自治会、NPO法人、社会福祉法人等の公共的団体(法人格がないものを含む。)が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催される行事
- (4) その他上山市商工会青年部長が公益的観点から適当と判断できる行事

(貸出手続)

第3条 着ぐるみの貸出を受けようとするものは、あらかじめ「着ぐるみ」貸出承認申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、着ぐるみの使用内容等がわかる企画書その他上山市商工会青年部長が必要と認める書類を添付して、上山市商工会青年部長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、着ぐるみを使用しようとする日の属する月の3月前の月の初日から使用しようとする日の7日前までの期間とする。ただし、上山市商工会青年部長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 上山市商工会青年部長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出を承認するものとする。
 - (1) 上山市商工会青年部の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
 - (2) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用、又は使用しておそれのある場合
 - (3) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
 - (5) 上山市暴力団排除条例に規定する者(以下この号において「暴力団等」という。)又は暴力団等と密接な関係を有する者が使用する場合
 - (6) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのある場合
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、その使用内容が著しく不相当と上山市商工会青年部長が認める場合

- 4 上山市商工会青年部長は、前項の承認をする際に、管理上必要な条件を付すことができる。
- 5 同一時期に着ぐるみの使用希望が重複した場合は、申請順を優先するものとする。
- 6 上山市商工会青年部長は、着ぐるみの貸出を承認したとき「着ぐるみ」貸出承認通知書（様式第2号）を、当該承認をしなかったときは「着ぐるみ」貸出不承認通知書（様式第3号）を、第1項の規定による申請を行った者に交付するものとする。

（貸出期間）

第4条 「着ぐるみ」の貸出機関は、着ぐるみの搬送に要する期間を含めて5日間以内とする。ただし、上山市商工会青年部長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（貸出料）

第5条 着ぐるみの貸出料は、1回あたり5,000円とする。

- 2 貸出料は、許可書の交付時に納付するものとする。

（貸出料の免除及び還付）

第6条 上山市商工会青年部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出料を免除することができる。

- (1) 上山市商工会が使用するとき。
 - (2) 上山市が使用するとき。
 - (3) 上山市観光物産協会が使用するとき。
 - (4) 上山青年会議所が使用するとき。
 - (5) かみのやま温泉旅館組合が使用するとき。
 - (6) 株式会社荘内銀行が使用するとき。
 - (7) カセ鳥保存会が使用するとき。
 - (8) カッカッカーのカセ鳥応援隊が使用するとき。
- 2 悪天候その他やむを得ない理由により、使用できなかった場合で上山市商工会青年部長が認めた場合は、第5条の規定により納付した貸出料は還付することができる。
 - 3 前項の貸出料の還付を受ける場合は、「着ぐるみ」貸出料還付申請書（様式第4号）に貸出料の領収書を添えて上山市商工会青年部長に提出しなければならない。

（使用上の遵守事項）

第7条 着ぐるみの貸出承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみの貸出承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 「カセ坊」のイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 着ぐるみの搬出及び搬入作業は、直接借受者が行うこと。

- (5) 上山市商工会青年部長が別に定める着ぐるみ使用心得に基づき、正しく使用すること。
- (6) 着ぐるみの使用状況がわかる写真を使用後速やかに上山市商工会青年部長に提出すること。
- (7) 着ぐるみの改変等はしないこと。ただし、上山市商工会青年部長が認めた場合であって、貸出期間内に原状に復するときは、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 借受者は、この承認によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

(借受者の違反等に対する取扱い)

第9条 上山市商工会青年部長は、借受者が第7条の各号に掲げる事項を遵守しなかった場合その他この要綱に違反した場合又は違反することが判明した場合は、着ぐるみの貸出承認を取り消すことができる。

2 上山市商工会青年部長は、前項の規定により着ぐるみの貸出承認を取り消したときは、当該承認を取り消されたもの（以下「被取消者」という。）に対し、「着ぐるみ」貸出承認取消通知書（様式第5号）を速やかに交付するものとする。

3 上山市商工会青年部長は、第1項の規定により着ぐるみの貸出承認を取り消した場合において被取消者に生ずる損害については、その責めを負わない。

(原状回復)

第10条 借受者が着ぐるみを破損又は汚損した場合は、借受者の責任と負担により、修復又はクリーニングを行い、速やかに原状に復さなければならない。

2 前項に規定するほか、上山市商工会青年部長が着ぐるみの修復又はクリーニングを求めたときは、借受者は、これに従わなければならない。

(責任の制限)

第11条 上山市商工会青年部長は、借受者が着ぐるみの使用によって受けた被害又は借受者が第三者に与えた損害若しくは損失について、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(庶務)

第12条 着ぐるみの貸出の取扱いに関する庶務は、上山市商工会において処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出の取扱いに関する必要な事項は、上山市商工会青年部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月11日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

上山市民俗行事カセ鳥着ぐるみ貸出承認申請書

平成 年 月 日

（宛先） 上山市商工会青年部長

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

電話

次のとおり上山市民俗行事カセ鳥着ぐるみキャラクター「カセ坊」着ぐるみの貸出を受けたいので申請します。

なお、使用に際しては、上山市民俗行事カセ鳥着ぐるみキャラクター「カセ坊」着ぐるみ貸出要綱の規定を遵守します。

使用目的	
事業・イベント名	
使用日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
使用場所	
引渡希望日	年 月 日 時
返却予定日	年 月 日 時
着用予定者	
担当者連絡先	氏 名 電話番号 Eメール

※ 着ぐるみの使用内容、使用方法がわかる企画書等を添付してください。（必要に応じて、実施団体の組織概要書等の提出を求める場合があります。）

様式第2号（第3条関係）

上山市民俗行事カセ鳥着ぐるみ貸出承認通知書

平成25年 月 日

様

上山市商工会青年部
部長 岡崎 淳一

平成 年 月 日付けで申請のありました上山市民俗行事カセ鳥キャラクター「カセ坊」着ぐるみ貸出について、下記の通り承認します。

記

1 承認内容

2 貸出期間

3 貸出条件

- (1) 使用にあたっては、上山市民俗行事カセ鳥キャラクター着ぐるみ貸出要綱の規定を遵守してください。
- (2) 「カセ坊着ぐるみの使用心得」及び「カセ坊着ぐるみ仕様・着用方法」に従い、キャラクターイメージを損なうことのないよう、正しく安全に使用してください。
- (3) 着用者は概ね身長160cm～170cm程度の者とし、見本写真を参考に装着のバランスに十分注意してください。
- (4) 使用后、活動中の写真データを送付ください。
info@kaminoyama-shokokai.org
- (5) 上山市商工会から着ぐるみの使用状況等について報告を求められた場合、使用者は速やかに報告してください。

様式第3号（第3条関係）

上山市民俗行事カセ鳥着ぐるみ貸出不承認通知書

平成 年 月 日

様

上山市商工会青年部
部長 岡崎 淳一

平成 年 月 日付けで申請のありました上山市民俗行事カセ鳥キャラクター「カセ坊」着ぐるみ貸出について、下記の通りこの度は不承認とします。

記

1 不承認理由

様式第4号（第6条関係）

上山市民俗行事カセ鳥着ぐるみ貸出料還付申請書

平成 年 月 日

（あて先）上山市商工会青年部長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話

下記の通り、上山市民俗行事カセ鳥キャラクター「カセ坊」着ぐるみ貸出料の還付を申請します。

記

貸出料	5,000 円
貸出料還付の理由	
添付書類	貸出料の領収書（原本）

様式第5号（第9条関係）

上山市民俗行事カセ鳥着ぐるみ貸出許可取消通知書

平成 年 月 日

様

上山市商工会青年部
部長 岡崎 淳一

平成 年 月 日付けで申請のありました上山市民俗行事カセ鳥キャラクター「カセ坊」着ぐるみ貸出については、下記の通り許可を取り消します。

記

1 許可取消理由